

復習1 次の文は、**小学校(中学校)学習指導要領(平成29年3月告示)第1章第1「小学校(中学校)教育の基本と教育課程の役割」**及び**高等学校学習指導要領(平成30年3月告示)第1款高等学校教育の基本と教育課程の役割**の一部を抜粋したものである。文中の()に入る適語の正しい組み合わせをア～オから選べ。

基礎的・基本的な(①)を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な(②)等を育むとともに、**主体的に学習に取り組む態度**を養い、個性を生かし多様な人々との(③)を促す教育の充実に努めること。その際、児童(生徒)の発達の段階を考慮して、児童(生徒)の言語活動など、学習の基盤をつくる活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、児童(生徒)の(④)が確立するよう配慮すること。

- | | | | | |
|---|---------|----------------|-----|--------|
| ア | ①知識 | ②知識及び技能 | ③協調 | ④基礎学力 |
| イ | ①技能 | ②思考力, 判断力, 表現力 | ③協働 | ④確かな学力 |
| ウ | ①学力 | ②知識及び技能 | ③協調 | ④学習習慣 |
| エ | ①知識及び技能 | ②思考力, 判断力, 表現力 | ③協働 | ④学習習慣 |
| オ | ①理解力 | ②思考力, 判断力, 読解力 | ③協力 | ④生きる力 |

復習2 次の文は、**中学校学習指導要領(平成29年3月告示)第1章第1「中学校教育の基本と教育課程の役割」**の一部を抜粋したものである。文中の()に適切な語句を入れなさい。

学校における道徳教育は、**①()**である道徳(以下「道徳科」という。)を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳科はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、生徒の**発達の段階**を考慮して、適切な指導を行うこと。

道徳教育は、**教育基本法及び学校教育法**に定められた教育の根本精神に基づき、**②()**を考え、主体的な判断の下に行動し、**自立した人間として他者とともによりよく生きるための基盤となる③()**を養うことを目標とすること。

道徳教育を進めるに当たっては、**人間尊重**の精神と生命に対する**畏敬**の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、**伝統と文化**を尊び、社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や**環境**の保全に貢献し**未来を拓く**主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意すること。

復習3 次の文は、**小学校学習指導要領(平成29年3月告示)総則の第1章第1「小学校教育の基本と教育課程の役割」**一部である。文中の()に適切な語句を入れなさい。

(中略)豊かな創造性を備え**持続可能な社会**の創り手となることが期待される児童に、**①()**を育むことを目指すに当たっては、学校教育全体並びに各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動(以下「各教科等」という。ただし、第2の3(2)のア及びウにおいて、特別活動については学級活動(学校給食に係るものを除く。)に限る。)の指導を通してどのような**資質・能力**の育成を目指すのかを明確にしなが、教育活動の充実に努めるものとする。その際、児童の**発達の段階や特性**等を踏まえつつ、**次に掲げることが偏りなく実現できるようにするものとする。**

- (1) **②()**が習得されるようにすること。
- (2) **③()**等を育成すること。
- (3) **④()**, 人間性等を涵養すること。

復習1 次の文は、**小学校(中学校)学習指導要領(平成29年3月告示)第1章第1「小学校(中学校)教育の基本と教育課程の役割」**及び**高等学校学習指導要領(平成30年3月告示)第1款高等学校教育の基本と教育課程の役割**の一部を抜粋したものである。文中の()に入る適語の正しい組み合わせをア～オから選べ。

基礎的・基本的な(①**知識及び技能**)を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な(②**思考力、判断力、表現力**)等を育むとともに、**主体的に学習に取り組む態度**を養い、個性を生かし多様な人々との(③**協働**)を促す教育の充実に努めること。その際、児童(生徒)の発達の段階を考慮して、児童(生徒)の言語活動など、学習の基盤をつくる活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、児童(生徒)の(④**学習習慣**)が確立するよう配慮すること。

- | | | | | |
|---|---------|--------------|-----|--------|
| ア | ①知識 | ②知識及び技能 | ③協調 | ④基礎学力 |
| イ | ①技能 | ②思考力、判断力、表現力 | ③協働 | ④確かな学力 |
| ウ | ①学力 | ②知識及び技能 | ③協調 | ④学習習慣 |
| エ | ①知識及び技能 | ②思考力、判断力、表現力 | ③協働 | ④学習習慣 |
| オ | ①理解力 | ②思考力、判断力、読解力 | ③協力 | ④生きる力 |

復習2 次の文は、**中学校学習指導要領(平成29年3月告示)第1章第1「中学校教育の基本と教育課程の役割」**の一部を抜粋したものである。文中の()に適切な語句を入れなさい。

学校における道徳教育は、①(**特別な教科である道徳**)である道徳(以下「道徳科」という。)を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳科はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、生徒の**発達の段階**を考慮して、適切な指導を行うこと。

道徳教育は、**教育基本法及び学校教育法**に定められた教育の根本精神に基づき、②(**自己の生き方**)を考え、主体的な判断の下に行動し、**自立した人間として他者とともによりよく生きるための基盤**となる③(**道徳性**)を養うことを目標とすること。

道徳教育を進めるに当たっては、**人間尊重**の精神と生命に対する**畏敬**の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、**伝統と文化**を尊び、社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や**環境**の保全に貢献し**未来を拓く**主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意すること。

復習3 次の文は、**小学校学習指導要領(平成29年3月告示)総則の第1章第1「小学校教育の基本と教育課程の役割」**一部である。文中の()に適切な語句をいれなさい。

(中略)豊かな創造性を備え**持続可能な社会**の創り手となることが期待される児童に、①(**生きる力**)を育むことを目指すに当たっては、学校教育全体並びに各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動(以下「各教科等」という。ただし、第2の3(2)のア及びウにおいて、特別活動については学級活動(学校給食に係るものを除く。)に限る。)の指導を通してどのような**資質・能力**の育成を目指すのかを明確にしながら、教育活動の充実に努めるものとする。その際、児童の**発達の段階や特性**等を踏まえつつ、**次に掲げることが偏りなく表現できるようにするものとする。**

- (1) (②**知識及び技能が習得**)が習得されるようにすること。
- (2) (③**思考力、判断力、表現力**)等を育成すること。
- (3) (④**学びに向う力**)、人間性等を涵養すること。